

つくばみらい市下水道条例に定める基準（案）について

○条例制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次地域主権一括法）が成立し、下水道法（以下「法」）が改正されました。

これに伴い、国が全国一律に定めている基準を参酌して、地方公共団体が独自に条例で定めることになりました。

○条例の概要

1 趣旨

これまで下水道法施行令等で定められていた下記項目について、下水道法施行令の基準を参酌し、本市に該当するについてのみ定めることとします。

2 主な内容

項目	条例案の主な内容	参酌基準
①排水施設及び処理施設に共通する構造の基準	(1) 堅固で耐久力を有する構造とする。 (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最少限度のものとする措置を講ずる。 (3) 屋外にあるものにあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置を講ずる。 (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずる。 (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置等必要な措置を講ずる。	下水道法施行令 第5条の8
②排水施設の構造の基準	(1) 排水管は、計画水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下できるものとする。 (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずる。 (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所	下水道法施行令 第5条の9

	<p>にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずる。</p> <p>(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所等にあつては、マンホールを設ける。</p> <p>(5) ます又はマンホールには、蓋を設ける。</p>	
③処理施設の構造の基準	<p>(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずる。</p> <p>(2) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう措置を講ずる。</p>	下水道法施行令第5条の10
④適用除外	<p>(1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</p>	下水道法施行令第5条の11
⑤終末処理場の維持管理	<p>(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようエアレーションを調節する。</p> <p>(2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去する。</p> <p>(3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節する。</p> <p>(4) その他施設の機能を維持するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 臭気、蚊、はえ等の発生を防止に努めるとともに、構内の清潔を保持する。</p> <p>(6) 汚泥処理施設は、排気、排液その他残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう措置を講ずる。</p>	下水道法施行令第13条